

## 大都市制度（特別区設置）協議会

### 《第36回議事録》

■日 時：令和2年7月31日(金) 16:34～16:44

■場 所：大阪市役所7階 特別委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、土井達也委員、河崎大樹委員、  
(名簿順)横山英幸委員、紀田馨委員、原田亮委員、うらべ走馬委員、肥後洋一朗委員、  
中村広美委員、ホンダリエ委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、  
北野妙子委員、川嶋広稔委員、西崎照明委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

お疲れさまです。ただいまより、第36回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

まず、定足数の確認ですが、本日は2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをまずご報告申し上げます。

大阪府議会議長から委員交代の届出があり、7月9日付で自民の杉本委員に代わり、うらべ委員にご就任していただいておりますので、ご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、特別区設置協定書（案）に関して、7月28日付で総務大臣から回答及び意見をいただいておりますので、協議会としてその内容を確認し、協定書を作成するとともに、知事、市長に手交したいと思っております。

それでは、議事に入ります。

初めに、協定書（案）の訂正についてご報告いたします。

前回の第35回協議会で協定書（案）が決定されたことを受け、大都市地域特別区設置法第5条に基づく総務大臣に対する協議・報告を6月23日に開始をいたしました。国との協議・報告を通じて、協定書（案）の一部について、関係省庁から形式的な訂正等の指摘がございました。いずれも、根拠条文など軽微な訂正でありましたので、お手元の資料1のとおり、私のほうで協定書（案）の訂正を行ったことをご報告申し上げておきたいと思っております。

次に、大都市地域特別区設置法に基づく総務大臣の回答と意見についてご報告いたします。

事務局、資料2の総務大臣の回答と意見の読み上げをお願いしたいと思います。

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

それでは、総務大臣の回答・意見を読み上げさせていただきます。

資料2の1枚目をご覧ください。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第2項に基づく協議について（回

答)。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第2項に基づき、令和2年6月23日付け府副第1017号及び大副第8号において協議のありました特別区設置協定書(案)のうち、同条第1項第5号及び第6号に掲げる事項については、特段の意見はありません。

次に、裏面をご覧ください。

こちらは、協定書(案)全体に対する意見ということになってございます。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見。

大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第4項に基づき、令和2年6月23日付け大副制第1号において報告のありました特別区設置協定書(案)については、同条第5項の規定に基づき、その内容について検討したところ、特段の意見はありません。

以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございます。

本協議会の取りまとめた特別区設置協定書(案)について、特段の意見はないとのことであります。

次に、総務大臣からの意見・回答を併せて、総務大臣コメントをいただいております。私のほうから概要をお伝えさせていただきます。

特別区を設置することについては、行政サービスを提供する主体である地方公共団体の法人格に関するものであり、自らの地域の在り方を決める極めて重要な問題です。総務大臣意見は、特別区設置に関する判断をするものではなく、その成否については、法令の手続に従い、地域の判断に委ねられているものであり、住民の皆様の判断に資するよう、協議会や大阪府議会、大阪市議会などにおいて関係者間の真摯な議論が行われることを期待しています。

以上が総務大臣コメントです。

それでは、以上のことを踏まえまして、大都市地域特別区設置法第5条第6項に基づき、協議会として特別区設置協定書を作成し、知事及び市長に送付するとともに、同法施行令第1条に基づき、お手元の資料3のとおり、協定書要旨を作成しておりますので、併せて市長に送付したいと思います。

では、協議会を代表いたしまして、私のほうから知事、市長に協定書及び要旨を手交させていただきます。

知事、市長、前に出ていただきたいと思っております。

(協定書及び要旨手交)

(今井会長)

それでは、知事、市長から、この件に関してご発言いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

まず、知事から、よろしく願いをいたします。

(吉村委員)

ただいま、法定協議会会長から協定書の手交を受けました。

大阪府市、これはかつて「府市合わせ」と呼ばれていた関係で、大阪の成長というのは随分阻害されてきたと思います。大阪府市の二重行政をなくし、成長する大阪をつくる、東の東京に対して西の大阪と言われるような、そういった成長する大阪というのをぜひ実現していきたいというふうに思います。

来月招集いたします臨時の府議会において、この協定書をご審議いただきたいというふうに思います。

都構想の実現に向けて、全力を尽くしていきます。

(今井会長)

ありがとうございます。

次に、市長、よろしくお願いします。

(松井委員)

国から、総務省からですね、この協定書の中身において、制度上、問題がないということでご意見をいただきました。

2015年のときも、制度上、問題ないということでしたが、市民の皆さん、直接投票によって否決をされました。

だから、制度としては成り立つということなんです。

この、今、大阪府市は一体で動いていますが、これがまた対立の不幸な歴史に戻ることのないように、役割分担です、広域事業と基礎自治体としての、住民の皆さんの身近な基礎自治業務を、これを役割分担することで大阪府と大阪市が二度と対立しない、そういう新しい行政の形をこの大阪で実現をしたい、こう思っています。

来月、臨時市会を招集し、協定書の承認が得られるように取り組んでまいります。

(今井会長)

ありがとうございます。

これにて、特別区設置協定書の知事・市長への送付が完了いたしました。

最後に、私から一言申し上げさせていただきます。

委員各位におかれましては、この間、延べ36回の協議会の開催にご協力いただき、本日ここに特別区設置協定書が作成をされ、知事、市長への送付が行われましたこと、厚く御礼申し上げます。

会議冒頭にご紹介しました総務大臣からのコメントにもありましたように、今後、大阪府議会、市会におきまして真摯な議論が深く広く行われますとともに、住民投票に向けて、市民の皆さん方への制度への理解が進みますよう、しっかりと周知徹底していただくことを私からもお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を終了します。

なお、本日は代表者会議は開催いたしませんので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。